

直方市公用車に係る有料広告掲載に関する取扱い要領

施行 平成 19 年 12 月 10 日

改正 平成 20 年 4 月 1 日

平成 25 年 4 月 1 日

令和 3 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要領は、直方市有料広告掲載に関する要綱(平成19年2月直方市告示第16号。以下「要綱」という。)第4条の規定に基づき、公用車への広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「公用車」とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条に規定する自動車、原動機付自転車又は軽車両で、市が所有し、又は賃借しているものをいう。

2 この要領において「広告」とは、公用車に掲載する広告をいう。

3 この要領において「掲載者」とは、広告掲載の決定を受けた者をいう。

4 この要領において「通算掲載年数」とは、事業所単位で換算した申込より前に広告を掲載した期間をいう。

(広告掲載の基準)

第3条 広告は、要綱第3条の基準によるもののほか、内容及びデザインが次に掲げる交通事故を誘発又は交通の安全を阻害するおそれがある場合は掲載しないものとする。

(1) 自動車等運転者又は通行人の誤解を招くおそれがある次に掲げるもの

ア 過度に鮮やかな模様又は色彩を使用するもの

イ 信号又は交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの

ウ 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの又はこれらに類するものを使用するもの

(2) 自動車等運転者又は通行人の注意力を散漫にするおそれがある次に掲げるもの

ア 過度に文字が多い又は4コマ漫画等ストーリー性があり読ませるもの

イ 性に関する表現で、露骨、わいせつなものを表示し、いたずらに注意を引くもの

ウ デザインがわかりづらい等判断を迷わせるもの

エ 絵柄や文字が過密であるもの

2 広告の中に、「有料広告」の表示を入れるものとする。

(広告の材質及び掲載方法)

第4条 広告の材質は、特殊フィルム等の着脱が可能で、長期の掲載に耐えることができるものとし、車体塗装は行わないものとする。

2 前項の特殊フィルム等は、掲載期間中における車体からの広告のはく脱又は撤去に際して車体塗装のはく離が発生しないような材質としなければならない。

3 広告を掲載する公用車は、市長が指定する公用車とし、直接貼り付けるものとする。

(費用負担等)

第5条 掲載者は、次に掲げることを掲載者の責任において行うこととし、その費用は掲載者が負担するものとする。

(1) 広告の作成

(2) 広告の掲載及び撤去

(3) 福岡県屋外広告物条例(平成14年福岡県条例第35号)による許可申請等

2 前項第2号による作業により車体塗装のはく離が生じた場合は、掲載者の責任において原状回復するものとする。

3 広告掲載期間終了に伴い広告を撤去する場合、掲載者は撤去作業を市に依頼することができる。

4 前号の作業により車体塗装のはく離が生じた場合は、市の責任において原状回復するものとする。

5 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に市の責めにおいて広告の破損等が生じたときは、市が現状に復するものとする。

6 その他広告掲載中に支障が生じたときは、掲載者と市長が協議の上、解決するものとする。

(掲載位置及び規格)

第6条 広告を掲載する位置は、原則として公用車の両側面又は後面とする。

2 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 左右の側面に掲載する場合は、0.35㎡以内

(2) 後面に掲載する場合は、0.2㎡以内

(広告掲載の期間)

第7条 広告の掲載期間は、1月単位とし、1回の申込で許可する期間は6月以上3年以内とする。

2 前項の掲載期間は、更新できるものとする。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、次に掲げる方法により算出する。

(1) 掲載する広告の規格に対し、1cm²当たり2円とする。

(2) 前号により算出した金額に対し、広告の掲載期間の月数を乗じる。

- (3) 前号により算出した金額に対し、広告の通算掲載年数に応じ別表1に掲げる基準を乗じる。ただし、算出した金額に100円未満の端数が生じた場合は、100円未満を切り捨てるものとする。
 - (4) 広告の枚数を前号に算出した金額に対し乗じる。
- 2 次に掲げる方法により算出した金額が、前項の方法により算出した金額より安価な場合は、次に掲げる方法により算出した金額を広告掲載料とする。
- (1) 掲載する広告の規格に対し、1cm²当たり1.5円とする。
 - (2) 前号により算出した金額に対し、広告の掲載期間の月数を乗じる。
 - (3) 前号により算出した金額に100円未満の端数が生じた場合は、100円未満を切り捨てるものとする。
 - (4) 広告の枚数を前号に算出した金額に対し乗じる。
- (広告掲載の募集)

第9条 広告掲載の募集は、市ホームページ、市報又は公用車への広告掲載により随時行うものとする。

(広告掲載順位)

第10条 広告掲載順位は、次のとおりとする。

- (1) 要綱第6条第3項に定める優先順位に従い掲載順を決定する。
- (2) 同一順位の場合、通算掲載年数が長いものを優先する。
- (3) 前2号により決めがたい場合には、直方市有料広告審査委員会において決定する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、公用車への広告掲載の取扱いについて必要な事項は、直方市有料広告審査委員会において定める。

附 則

この要領は、平成19年12月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表1(第8条関係)

通算掲載年数	基準
2年未満	100/100

2年以上4年未満	90／100
4年以上6年未満	80／100
6年以上8年未満	70／100
8年以上9年未満	60／100
10年以上	50／100